

知財高裁前所長として印象に残る三つの出来事



森・濱田松本法律事務所 弁護士
(知的財産高等裁判所前所長)
設楽 隆一

森・濱田松本法律事務所弁護士の設楽隆一（したら・りゅういち）氏は、昨年10月17日、帝国ホテルで開催された「伊東国際特許事務所創立50周年記念講演」において、知的財産高等裁判所前所長在任中の経験の中から“印象に残る三つの出来事”を紹介されました。なお、本誌に掲載する講演内容は全て設楽氏のご執筆によるものです。（編集部）



今ご紹介をいただきましたが、私は、2017年の1月末まで知財高裁所長をしておりました。知財高裁所長としては約2年半在籍しておりましたが、その間に知財訴訟に関連しましていろいろと貴重な経験もさせていただきましたので、今日はその中から強く印象に残る出来事を皆様にもご紹介をしたいと思って参りました。

今日の話のメインテーマは三つございます。一つ目は、日本の特許訴訟の特徴である「和解」です。インドの最高裁長官が2016年5月に知財高裁を訪問されたときに、日本の実務の特徴であ

る和解の話をしたのですが、インドの法曹の方々と、非常な大激論になった話題であります。それから二つ目は、標準技術特許の話です。2015年4月に、FRAND宣言をした標準技術特許について、差止請求、損害賠償請求は認められるのかということをテーマとして、5か国模擬裁判が開催されましたが、そのときの話であります。それから三つ目が証拠収集です。2016年9月に、パリで、ドイツ、イギリス、フランス、それから日本の4か国の特許訴訟における証拠収集について模擬裁判をしました。本日は、この三つをメインテーマとしてお話をさせていただきます。

1. インドのタクール最高裁長官との会談・・・日本の和解の実務と実質的勝訴率

知財高裁といいますと、最近海外からの訪問者が非常に増えております。知財高裁設立から10年くらいを集計しましたら、約2,000名の裁判官、弁護士、弁理士、あるいは行政官の方々が知財高裁に訪ねてきております。知財の裁判に対する関心が高まってきていると思います。

アメリカ、EU各国から訪問者がみえることは以前からありましたが、最近特徴的なのがアジアからの知財関係の訪問者の数が急増しているということでもあります。今までは、中国や韓国からは見えていたのですが、最近は、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーからの訪問者が急激に増えてきています。

知財高裁のホームページで数えてみましたら、2005年から2012年までは、トピックスに掲載されているアジアからの訪問件数が年間1、2件くらいだったのですが、だんだん増えてきて、今では年間13ないし14件という数になっています。1件当たり10人から20人くらいの訪問者が見えますので、訪問者の数として、14件というのは140人くらいという、そんなイメージで見ていただければと思います。

そのごく一例としては、まずタイには中央知的財産国際取引裁判所というのがありますが2015年9月に、その所長判事ほか、18人の裁判官、それと調査官、書記官ら職員の方々、合計38名の方々が見えました。裁判官ほか、ほぼ全員が見えたのではないかと思います。大勢の方が知財高裁に訪問されました。

(写真は知財高裁のホームページより。以下同じ。)



それから最近日本が知財裁判について力を入れている国がインドネシアですけれども、インドネシアから毎年たくさんの方が見えております。2016年10月には同国の法務人権大臣も見えて、インドネシアはこれから民事の裁判、知的財産の裁判にも力を入れていくということを話していました。



それから私が一番驚いたのが、インドのタクール最高裁長官が、デーブ最高裁判事、それからラマーナ最高裁判事と法務長官ら合計12名の方々を引き連れて、知財高裁を訪問された時のことです。一緒に来られたご家族の方も入れると20名以上の人数でしたが、知財高裁の所長室には入りきれないので、ご家族の方々には、別室で待機していただきました。



インドの最高裁判事は、英米法系の最高裁判事ですので、社会的地位が大変高い方々だと思います。そのような方が3人も見えたので、こちらも驚きましたけれども、驚いたのは実はそれだけではありません。私の方で日本の知財訴訟の説明をしたのですけれども、その中で日本では知財訴訟のみならず、民事訴訟でも「和解」という手続きが非常に重要な役割を果たしているとい